

平成30年9月21日  
近畿総合通信局

## 和歌山市で信書便制度説明会を開催

近畿総合通信局（局長：大橋 秀行（おおはし ひでゆき））は、本年11月6日（火）に和歌山市において、信書便制度<sup>\*</sup>についての説明会を開催します。

平成15年に信書便法が施行され、民間事業者による信書の送達が認められるようになって以来、信書便事業者は全国で515者（近畿管内は87者。平成30年9月4日現在）を数え、それぞれが創意工夫を凝らした信書の送達サービスを提供しており、最近では、公的機関や一般企業が本庁（本社）と出先間の信書の巡回集配業務等に信書便事業者を活用するなど、信書便の利用形態も多様化しています。

近畿総合通信局では、信書便の利用や信書便事業への理解をより深めていただくことを目的として、下記のとおり説明会を開催します。

説明会では、信書便制度やサービスの事例、利用状況等についてご説明します。その後、信書便事業への参入にご関心のある方には、引き続き、参入手続の概要についてもご説明いたします。

### 1 日時及び場所

日時：平成30年11月6日（火）14時から15時30分まで  
（参入手続の説明を希望される場合には16時30分まで）

場所：和歌山市手平2丁目1-2  
和歌山ビッグ愛 1202会議室

### 2 主催

近畿総合通信局

### 3 主な説明内容

- (1) 信書とは
- (2) 信書便制度の概要
- (3) 特定信書便事業の現状
- (4) サービス（利用）事例等
- (5) 信書便事業参入手続きの概要（参入手続の説明を希望される方のみ）

### 4 参加申し込み

- (1) 平成30年10月30日（火）までに、近畿総合通信局 総務部 信書

便監理官あて電子メール又はファクシミリで、下記項目を記載してお申し込みください（どなた様もご参加いただけます）。

- ア 件名「信書便制度説明会参加申込」
- イ 社名、団体名等
- ウ 住所
- エ 出席者氏名、所属部署、役職（複数申込可）
- オ 連絡先電話番号
- カ 信書便事業参入手続に係る説明の希望の有無
- ※ 個人情報については、今回の説明会参加に関する手続きのみに使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。

## (2) 申込先

- ア メールアドレス：kinki-shinsyobin/atmark/soumu.go.jp  
（迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表示しています。メールをお送りになる際は、「/atmark/」を「@」に置き換えてください。）
- イ ファクシミリ：06-6942-1849

なお、会場の都合上、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

## ※信書便制度について

信書便法の施行により、総務大臣の許可を受けた民間事業者も「信書」の送達を行うことができるようになりました。  
信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいい、日本郵便株式会社や信書便事業者以外の者が他人の信書を送達することは法律により禁止されています。

### 信書に該当する文書の例

- 書状
- 請求書の類  
納品書、領収書、見積書、願書、申請書、依頼書、照会（回答）書
- 会議招集通知の類  
結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類  
免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類  
印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール  
文書自体に受取人が記載されている文書、特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている文書

連絡先：総務部信書便監理官（担当：川名、川田）

電話：06-6942-8596